

最高裁判所(第二小法廷) 平成●●年(〇〇)第●●号 法人税更正処分等取消請求上告受理事件
国側当事者・国
平成20年8月20日不受理・確定

決 定 事 項

申立人の上告受理申立ての理由は民事訴訟法318条1項(上告受理の申立て)に規定する事由に当たらないとして、申立人の上告受理申立てが上告審として受理されなかった事例

決 定 要 旨

省略

(第一審・長崎地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、平成18年11月7日判決、本資料256号—305・順号10565)

(控訴審・福岡高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、平成19年4月10日判決、本資料257号—73・順号10682)

決 定

申立人	株式会社A
同代表者代表取締役	甲
同訴訟代理人弁護士	永田 雅英
相手方	国
同代表者法務大臣	保岡 興治
同指定代理人	河本 哲志

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

第2 理由

【決定】 本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成20年8月20日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 今井 功

裁判官 津野 修

裁判官 中川 了滋

裁判官 古田 佑紀